

畜産高度化支援リース事業推進全国会議

議 事 次 第

日 時:平成 27 年7月 8 日(水)13:30～16:00

場 所:石垣記念ホール(三会堂ビル)

1 開会

2 挨拶等

3 議 事

- (1) 平成 27 年度リース事業の実施について
- (2) 平成 27 年度畜産環境整備リース事業の実施について
- (3) 畜産高度化支援リース事業の主な改正点等について
- (4) その他

4 質疑応答

5 閉 会

配付資料一覧

資料 1 平成27年度畜産高度化支援リース事業の主な
改正点について

資料 2 中古機械のリースについて

資料 3 動産総合保険料率の改訂等について

資料 4 検収について

資料 5 借受者データ確認調査の協力依頼について

資料 6 機構のリース事業推進に係る都道府県委託事業
について

その他資料

- ・ 畜産環境整備リース事業事務手続マニュアル
- ・ 通常リース等パンフレット
- ・ 全国会議出席者名簿
- ・ 平成27年度リース事業担当者

平成27年度畜産高度化支援リース事業の主な改正点について

1 生産コストの引き下げへの対応

(1) 動産総合保険料率の引き下げ

当機構が適用している動産総合保険料率を、平均4割引き下げ、借受者の貸付料等の負担軽減を図る。

(2) 貸付対象施設に中古機械・装置等を追加

貸付対象施設に中古機械等を追加し、「中古機械・装置等の貸付に関する基準」に基づき、中古機械等のリースを適正に行う。

2 事務の合理化・効率化

(1) 都道府県経由の見直し

通常リース(特認施設等は除く。)における貸付申請書について、都道府県経由は要しないこととするとともに、都道府県には、貸付決定通知書及び貸付申請書の写しをもって報告することとした。

(2) 都道府県畜産課長の意見

都道府県畜産課長の意見については、特認施設等及び災害等により深刻な影響を受けた者に対する基準料率の引き下げに限定した。

(3) 貸付料等の振込先の一本化及び明細等の変更

これまで、貸付料等をリース事業ごとの振込をお願いしていたが、これを、貸付料等の総額を振込むことに改め、受託団体等の振込手数料の削減を図る。また、貸付料等請求書の明細書の大幅改正を行い、借受者等の明細を追加した。

平成 年 月 日

貸付料等の明細報告書

(一財)畜産環境整備機構
 環境整備部 雨宮
 管理・技術部 原 宛て

受託団体等名
 担 当 者 名

平成 年 月末日納入期限に係る貸付料等の納付金額については、貴機構の請求額に差が生じているので、その明細を下記のとおり報告します。

記

1. 請求のあった貸付料等の未納者

事業名	借受者名	未納額	納入予定日	備考

2. 請求以外の納付者(遅延納入、分割納入、違約金等)

事業名	借受者名	今回返済額	返済後未納残高	備考
計				

1に関する報告・連絡先

環境整備部 雨宮 TEL:03-3459-6348 amamiya@leio.or.jp

2に関する報告・連絡先

管理・技術部 原 TEL:03-3459-6312 hara@leio.or.jp

FAX(共通):03-3459-6315

中古機械のリースについて

(一財) 畜産環境整備機構

環境整備部

2015年7月8日

1

中古機械リース開始の経緯

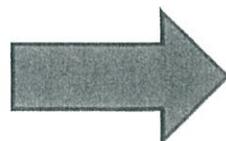
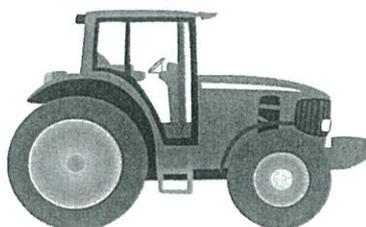
・これまで、リース対象を新品のみとしていたが、新品に比べ、価格の安い中古機械のリース利用についても、様々な要望をいただいていた。

・資材コストを下げ、経営合理化を推進する観点から、本年度より、中古機械もリース対象とすることといたしました。

中古の要望があった機械の例

経営	トラクター
	ショベルローダー など
食肉	冷凍冷蔵車
	冷蔵冷凍ショーケース など
生乳	ミルクタンクローリー
	貯乳施設のタンク など

まだまだ使える価格の安い中古機械を使いたい！



2015年4月から、中古機械もリース対象となりました！

中古機械をリース！

経営合理化を推進！



2

中古機械のリースについて

- **本リース事業における中古機械の定義**

「古物商営業許可証を取得している販売業者が取り扱う機械等で、一度以上、売買されたことがあるもの」を指します。

- **中古機械等をリースできる借受者**

直接リースをする借受者。間接リースにあつては、借受団体等が「古物営業許可証」を有することが要件となります。

- **貸付対象となる機械**

新品と同様の機械をリースすることができます。ただし、建築物、構造物を除きます。
「中古機械・装置の貸付けに関する基準」別表1～3のとおり。

- **貸付期間**

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づいて算定しています。
「中古機械・装置の貸付けに関する基準」別表1～3のとおり。

- **附加貸付料・保険料**

新品と同様。ただし、附加貸付料は基準料率のみ。

- **申請方法**

新品と同様の申請書類を提出。併せて、販売業者が作成する「中古機械等の評価書」（中古機械・装置の貸付けに関する基準 別紙）も添付してください。

- **検収方法**

新品と同様です。「点検整備状況」「稼働・操作状況」が良好であるかについて、要確認。

3

対象となる機械の例

リースの種類	中古機械の例	貸付期間	
		耐用年数が過ぎたもの	2年間使用したもの
経営 料率*：0.90%	トラクター、ショベルローダー、フォークリフト、ロールベラー、マニュアルスプレッダー、ラッピングマシン、ミキサーフィーダー、モアー など	2	5
	ダンプカー、軽自動車 など	2	2
食肉 料率*：0.90%	冷凍冷蔵ショーケース、冷凍冷蔵庫 など	2	4
	冷凍冷蔵車、保冷車、牛枝肉牽引車、レジスター、プリンター など	2	3
生乳 料率*：0.90%	ミルクタンクローリー（車台、タンク）、オートサンブラ など	2	3
	ミルクタンクコンテナ など	2	5

* 附加貸付料率は平成27年7月8日現在

- 建築物、構造物を除く、新品と同様の種類の機械の貸付けが可能
- 耐用年数を過ぎた機械も貸付対象（点検整備状況が良好なもののみ）

4

中古機械等のリースに関する Q&A

(2015年7月8日時点)

1. 中古機械等のリースを開始する理由

Q 1 : 今回、中古機械等のリースを開始した理由を教えてください。

A 1 : 当機構では、これまで、畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な新品の機械等について貸付事業を行ってまいりました。

しかし、利用者である借受者、借受団体等から、新品に比べ、価格の安い中古機械等のリースについても要望が挙げられてきており、これまでに、中古のショベルローダー、トラクター、ロールバレー、マニユアスプレッダー、冷蔵冷凍ショーケース、冷蔵冷凍車、ミルクタンクローリー、遠心分離機などの希望がありました。

そこで、借受者のみなさまのさらなる経営合理化を支援するため、今般、中古機械等もリース事業の貸付対象とすることにしました。

2. 中古機械等の定義

Q 2 : 中古機械とはどのようなものをいいますか。展示会で展示されていたトラクターは、中古になりますか。

A 2 : 本リース事業において、中古機械とは、一度以上、売買されたことがあるものを指します。購入後、一度も使用したことのない機械であっても、売買されたことがあれば、中古機械になります。なお、製造メーカーが既に販売をやめた型落ちのもの、店頭等に展示されていたものについては、一度も売買されたことがなければ、新品の機械となります。

展示会で展示されていたトラクターが、もし、一度も売買されたことのないものであれば、これも新品の機械となり、中古機械とはなりません。

3. 貸付対象となる中古機械等の範囲、貸付期間

Q 3 : どのような種類の中古機械等がリース対象となるのですか。

A 3 : これまで当機構がリース対象としていた施設等のうち、建築物・構造物等を除いたものが対象となります。具体例は、「中古機械・装置等の貸付に関する基準」別表1から別表3をご覧ください。これらの表にない機械等については、当機構にお問い合わせください。

Q 4 : ファンベルトの交換の必要がある中古のトラクターもリースの対象となりますか？価格が安いので、自分で修理して使いたいと思います。

A 4 : 低価格であっても、故障箇所のある機械等はリースの対象なりません。リースの対象となる中古機械等は、点検整備状況が良好なものに限ります。

Q 5 : 貸付期間はどのようになりますか。

A 5 : 貸付期間は、新品の機械等と同様に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の中古資産の耐用年数により算定した別表 1 から別表 3 のとおりです。延長についても、上記の表の100分の120に相当する年数まで可能です。短縮はできません。

Q 6 : 法定耐用年数を過ぎてしまっている中古機械等の貸付期間はどのようになりますか。

A 6 : 別表 1 から別表 3 のとおり、新品機械等の法定耐用年数の 20%を掛けた年数が貸付期間になります。この年数に1年未満の端数がある場合は端数を切り上げ、2年未満に満たない場合は2年とします。

4. 中古機械等の貸付料、保険

Q 7 : 貸付料や譲渡価額はどのようになりますか。

A 7 : 新品機械等と同様の算定となります。ただし、附加貸付料については、基準料率のみとなります。

Q 8 : 保証保険料はどのようになりますか。

A 8 : 新品の機械等と同じです。

Q 9 : 動産総合保険はどのようになりますか。保険料があがったりするのでしょうか。

A 9 : 保険料率は新品機械等と同じです。

Q10 : 耐用年数が終わっており、貸付期間が2年間の中古のトラックも車両保険をかける必要がありますか？

A10 : 新品と同様に公道を走る車両はすべて車両保険をかけていただく必要があります。中古のトラックも必ず車両保険に入ってください。

Q11 : 中古機械等が故障したり、リース期間中に壊れて使えなくなってしまったときはどのようになりますか。

A11 : 新品機械等が故障してしまった場合と同じです。

販売業者の保証期間がある場合で、保証期間内に故障した場合は、販売業

者の保証をお使ください。

販売業者の保証期間がない場合もしくは保証期間が過ぎている場合、動産総合保険に入っている中古機械等の修理については、損害保険金が支払われます。ただし、故障の原因が、経年劣化、サビ、腐食などの場合は補償の対象とはなりません。

5. 中古機械等の貸付申請について

Q12 : 新品機械等と中古機械等の貸付申請方法は異なりますか。

A12 : 新品機械等と同じですが、販売業者から、見積書、カタログ(設計図面)を取得するほか、「中古機械・装置等の貸付に関する基準」の別紙「中古機械等の評価書」を作成してもらい、併せて提出してください。また、販売業者の有する「古物商許可証」の写しも添付してください。

Q13 : 中古機械等の販売者、取扱業者の資格要件はありますか。

A13 : 古物営業法に基づき、中古機械等の販売業者は、古物商許可証を取得していなければなりません。このため、借受者が借受団体等を通じた「間接リース方式」で中古機械等を借り受ける場合は、借受団体等も古物商許可証を有する必要があります。

Q14 : リースしたい中古機械等が、発売時から時間が経っているため、販売業者もカタログを入手することができません。その場合は、どうすればいいですか。

A14 : 新品時のカタログが入手できない場合、販売業者が作成する「機械等名」「銘柄」「形式」「機械等の能力」を記載した写真付きの書面を提出してください。また、メーカーのホームページからダウンロードしたカタログや「機械等名」「銘柄」「形式」「機械等の能力」を記載したページを提出することも可能です。

Q15 : せっかく借りた機械等がすぐに壊れてしまったら大変です。中古機械等の状態はどのように確認するのですか。

A15 : 貸付申請書の添付書類として提出する見積書、カタログ(もしくは設計図面)とともに、販売業者が作成した「中古機械・装置等の貸付に関する基準」の別紙「中古機械等の評価書」を提出していただきます。評価書には、当該中古機械等の点検整備状況が良好であることの確認に加え、使用履歴、使用時間(アワーメーター)等を記入いただきます。また、故障等があった場合のメンテナンス体制についても記入することになっています。さらに、検収時にも、点検整備状況について、確認していただきます。

Q16 : リース料の支払方法は新品の機械等と異なりますか。

A16 : 新品機械等と同じです。支払回数についても年1回払もしくは年4回払のどちらかをお選びいただけます。

6. 中古機械等の検収について

Q17 : 中古機械等の検収方法はなるのですか。

A17 : 新品機械等と同様ですが、検収所見として、点検整備・稼働状況が良好であることも確認していただき、検収報告書に記載してください。

7. 間接リースについて

Q18 : 間接リース方式の場合、借受団体等も古物商許可証が必要ですか。

A18 : 古物営業法に基づき、借受団体等も古物営業許可証を取得する必要があります。

Q19 : 経営する精肉店で中古の冷蔵冷凍車をリースしたいのですが、所属している組合が古物商許可証を持っていません。中古の冷蔵冷凍車はリースできないのでしょうか？

A19 : 間接リースで中古の機械等をリースする場合、古物営業法により、借受団体が古物商許可証を取得している必要があります。間接リースでは、ご所属の団体が古物商許可証を持っていない場合、中古機械等のリースはできません。

動産総合保険料率の改訂 (平成 27 年 4 月 1 日実施)

分類	貸付機械		保険料率	
			新	旧
経営用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)		2. 2 7	3. 7 8
	据付固定 式のもの	バークリーナー	1. 1 9	1. 9 9
		糞尿乾燥機 攪拌機 醗酵装置	1. 6 9	2. 8 1
		上記以外のもの	1. 5 9	2. 6 5
	FRP製サイロ		1. 9 6	3. 2 6
	鉄製サイロ		1. 4 4	2. 4 1
	上記以外のもの		1. 7 4	2. 9 1
食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)		2. 2 7	3. 7 8
	精密電子機器類		0. 8 9	1. 4 9
	ショーケース		0. 9 9	1. 6 5
	上記以外のもの		0. 9 1	1. 5 1
その他機械・装置	脊椎吸引機 消毒装置 脊椎彎曲矯正装置 頭蓋骨破碎装置		1. 1 9	1. 9 9

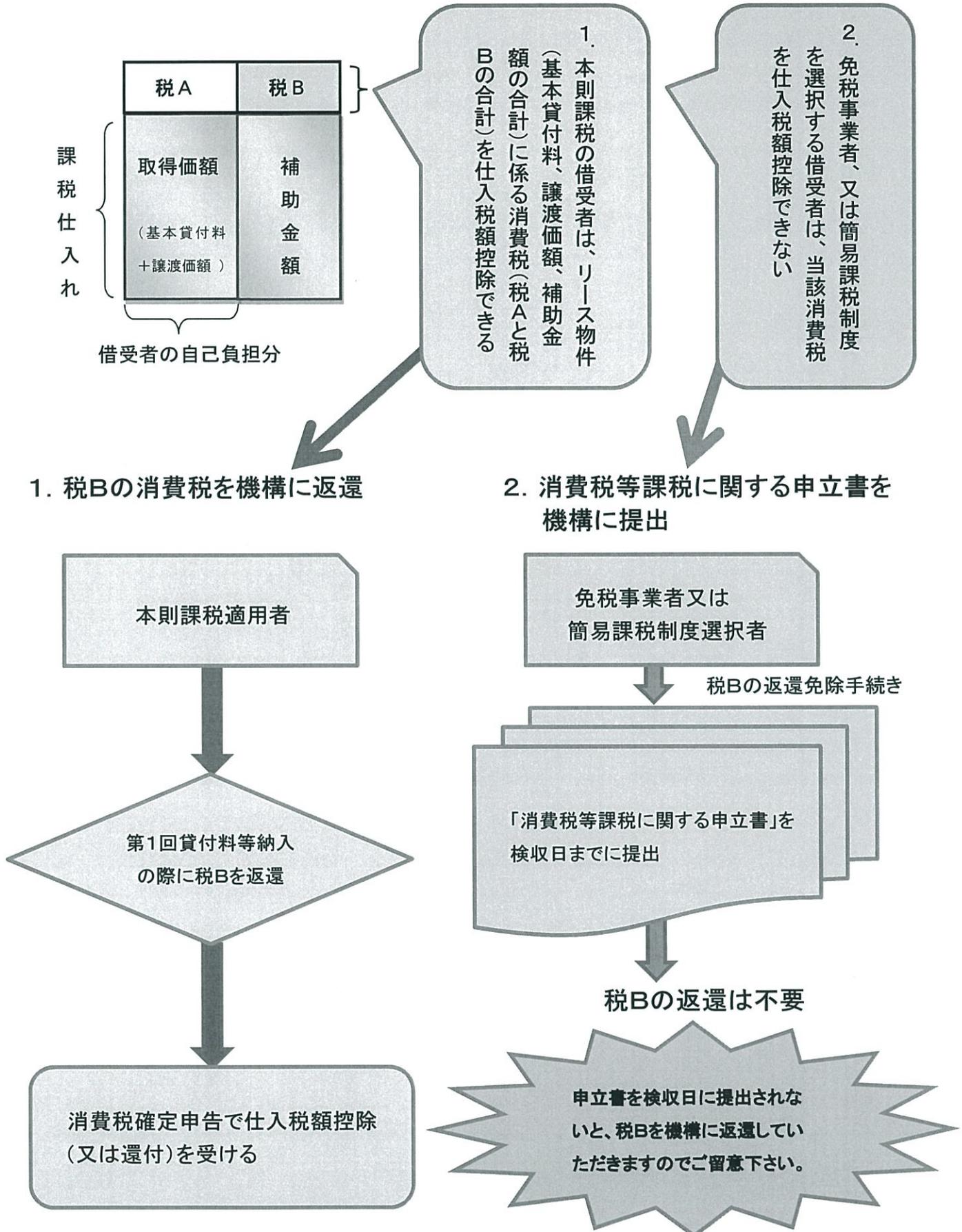
〈新料率は、旧料率の平均 4 割減となります〉

(注) 保険料率は、保険金額 1,000 円に対する保険期間 1 年についての額です。

検収について … 堆肥保管施設整備リース(補助付き/H26年度貸付契約)

(補助金に係る消費税等相当額の機構への返還について)

○ 借受者の当該年の消費税納付形態により、返還の有無が生じます。



借受者データ確認調査（仮称）の協力依頼について

今般、当機構は、リース業務を管理・運用するコンピュータシステムの大幅な改修を実施しました。

この度のシステム改修に際し、借受者の住所変更や借受者の死亡等が把握できない事例等が見受けられましたので、受託団体等のご協力を得て、確認作業をすることとしました。

つきましては、今後、下記により調査を予定しており、調査の詳細が決まり次第、ご連絡を申し上げますこととしております。お忙しい中恐縮ですが、ご協力をお願いします。

記

1 調査日程（予定）

- (1) 8月上旬 調査依頼
- (2) 10月下旬 報告期限

2 調査内容

当機構と貸付契約中の借受者について、受託団体等ごとに明細を送付します。記載された事項について確認をお願いします。

3 調査依頼先

受託団体、借受団体

機構のリース事業推進に係る 都道府県委託事業について

一般財団法人畜産環境整備機構
環境整備部
2015年7月8日

1

事業の目的

当機構のリース事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、域内関係機関の担当者及び畜産農家等に対し、事業の仕組・内容等の周知・関連情報の提供・指導等をお願いしています。

- 情報提供

パンフレット等を必要部数を送付いたしますので、ご利用ください。



チラシ・パネル

マニュアル

- 指導

正しい事業実施について、問い合わせ等の対応をお願いしています。

2

情報提供について

例：

- ・ 域内における情報提供会合の開催
- ・ 域内で行われる会合において、リース事業に関する情報を発表
- ・ 資料の発送 等

昨年度からの主な変更点

- ・ 申請時の進達・意見付与を省略
（「特認施設等」「災害等により深刻な影響を受けた者に対する基準料率の引き下げ」については、これまでどおり）

事務効率化の観点から、受託団体・借受団体からの申請に対する進達・意見付与が省略されました。

借受者/借受団体からの申請が許可され、リースが決定した際、当機構から、リース案件について報告します。

3

委託事業のスケジュール

【都道府県】

- 4月： 前年度委託事業の実績報告書の提出
- 4月： 精算払受け取り
- 4月： 委託事業実施及び事業受託に関する通知
- 5月： 承諾書及び概算要求額の提出
- 6月： 概算払受け取り
- 4月～3月： 委託事業の実施（情報提供、指導等）
- 3月： 委託費の返還（概算払額が精算額を下回る場合）

参考【畜産環境整備機構】

- 4月： 前年度委託事業の実績報告書の確認
- 4月： 精算払の実施
- 4月： 委託事業実施及び事業限度額の提示
- 5月： 承諾書の受け取り
- 6月： 概算払の実施
- 3月： 委託費の返還額の受け取り（概算払額が精算額を下回る場合）

4

(事務連絡)
 (一財)畜産環境整備機構

平成27年度機構のリース事業に係る推進事業の留意事項

標記リース事業に係る推進事業を実施するに当たっての留意事項を、下記のとおり整理しましたので宜しくお願いします。

記

1 推進事業の目的と内容

この推進事業は、機構が実施する全てのリース事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、域内におけるリース事業の調整並びに関係機関の担当者及び畜産農家等に対し、当機構の事業実施要領及びパンフレット等による事業の仕組・内容等の周知・関連情報の提供・指導等を行うものです。なお、事業の周知等に必要な資料等につきましては、可能な限り当機構から送付いたします。

2 委託承諾書(別紙様式第1号)の作成

(1)「委託事業の実施計画」について

この委託事業において開催する打ち合わせ会議等の開催計画は、下記の例を参考に記載して下さい。

○事業の調整・打ち合わせ・現地指導等

開催時期	場 所	対象者	予定人員
年 月	〇〇市〇〇会館	県事務所担当者	20名
年 月	県事務所会議室	管内市町村担当者	30名
年 月	JA〇〇会議室	農協担当者	30名

(2)「収支予算」について

支出の部は、旅費、消耗品、通信運搬費、会場借料、会議費(飲み物その他)等とします。備品費は、支出経費に含めないで下さい。

(3)概算請求

委託費の概算払いは、当機構が内示した額を限度として、実施計画の支出の額を請求することができます。

3 委託実績報告書(別紙様式第2号)の作成

(1)事業の実施概要について

事業の実施概要には、委託承諾書に記載の「委託事業の実施計画」に基づき開催した打ち合わせ会議等の開催年月日、開催場所、対象者及び参加人員等の実績を記入して

下さい。

(2) 証拠書類について

証拠書類は、実績報告書に添付する必要はありませんが、委託要領第9に規定する期間の保管をお願いします。

4 委託費の送金について

委託費は銀行振込により送金しますので、委託承諾書及び委託実績報告書については、次により振込先等を明確に記入して下さい。

- ① 金融機関名：銀行名及び支店名
- ② 預金の種類：普通、当座、その他
- ③ 口座名：口座名と口座番号（名義にはフリガナをふって下さい。）

5 その他

委託承諾書の送付に当たっては、担当者名及び連絡先電話番号をお知らせください。

機構リースと民間リースとの比較

(貸付施設等の内容)

本体価格540万円(消費税込み)のショベルローダーをリースした場合

区 分	機構リース	民間リース
本体価格 ①	5,400,000円	5,400,000円
手数料 ②	本体価格の90%相当額のリース残高に対し、0.5% (附加貸付料) 89,282円	本体価格の95%相当額の19%
保険料 ③	・動産総合保険料=1,000円に対し2.27円 ・保証保険料=リース残高の0.5% 169,130円	
リース料等の総額 ④=①+②+③	5,658,412円	6,374,700円
農家の負担実額 ⑤=④-①	258,412円	974,700円
機構リースの場合の⑤の農家の負担実額を1とした場合の倍率	1	3.8

(注)

- 1 上記金額は、消費税込みの額。
- 2 貸付期間は、機構リース及び民間リースとも7年間。
- 3 機構リースは、認定農業者のケース。

動産総合保険が安くなりました！

	リース機械の 価額 (税抜)	動産総合保険料		新・お支払 合計額 (税込)
		旧	新	
経営 リース (認定 農家)	ショベルローダー*	87,770円	52,710円	5,658千円
	バークリーナー	27,720円	16,580円	3,380千円
	マニアスプレッダー	27,030円	16,160円	2,258千円
食肉 リース	冷凍冷蔵庫、 ミキサー	8,810円	5,310円	1,152千円
	ミートスライサー、 包装機、 金属検出機	17,610円	10,610円	2,305千円
	サーバ	15,450円	9,230円	3,368千円

* ショベルローダーなどが車両登録をする場合は、動産総合保険でなく、借受者自身が自動車保険に加入